

「湖畔の宿 今富佐」宿泊約款

第 1 条（適用範囲）

当宿が宿泊客と結ぶ宿泊契約は、当約款の定めるところによります。当約款および宿泊契約に定めのない事項については、法令または社会の慣習によるものとします。

第 2 条（申し込み）

当宿は、家主同居型住宅宿泊事業（民泊、滋賀県届出番号：第 M250052149 号）となります。宿泊を希望される方は、申し込みの際に、下記事項を当宿へお知らせいただきます。

- ・ 宿泊者名、電話番号
- ・ 宿泊日および到着予定時刻
- ・ その他当宿が必要と認める事項

第 3 条（宿泊契約の成立）

宿泊契約は、当宿が前条の申し込みを承諾し、かつ宿泊料（2 人分、15,400 円）が当宿の口座に振り込まれたときに成立するものとします。振込額に不足がある場合は成立しません。

第 4 条（宿泊料金の支払い等）

1. 当宿は 2 名用の宿となります。
2. お一人あたりの 1 泊の宿泊料金は、税込 7,700 円となります。
3. 宿泊料金は、当宿が指定する振込口座への前払いとなります（振込手数料は宿泊者負担）。
4. 当宿が客室を提供した後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合でも宿泊料金は申し受けます。

第 5 条（宿泊契約締結の拒否）

当宿は、下記事項の場合、宿泊契約を締結いたしません。

- ・当約款の同意が無いとき
- ・過去の宿泊に際して不法行為等があったと認められるとき
- ・暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき
- ・天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

第 6 条（宿泊契約の解除）

1. 宿泊客は、当宿に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 宿泊客側の事情により宿泊契約が解除された場合は、別表のキャンセル料を申し受けます。
3. 宿泊客が宿泊日当日の午後 9 時になっても連絡なくチェックインをしないときは、宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなします。

第 7 条（当宿の契約解除権）

当宿は、下記の場合、宿泊契約を解除することがあります。その際、宿泊料金を返金しない場合があります。なお、本条の契約解除により生じた損害について当宿は責任を負いません。

- ・当約款第 5 条の各項の一つに該当するとき、あるいは該当することが判明したとき
- ・当宿の備品等に対するいたずら、破壊行為、指定場所外の喫煙が判明したとき
- ・当宿の施設へのいたずら、破壊行為、当宿が定める禁止事項に違反したとき

第 8 条（宿泊帳への登録）

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当宿において、下記事項を宿泊帳に記載していただきます。
 - ・宿泊者の住所、氏名、年齢、電話番号、職業
 - ・外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地、入国年月日
 - ・その他当ホテルが必要と認める事項

2. 外国人の方は、本人確認のため旅券をコピーさせていただきます。

第 9 条（客室の使用時間）

宿泊客が当宿の客室を使用できる時間は、当日午後 3 時から翌朝 10 時までとなります。

第 10 条（素泊まり専用宿）

1. 当宿は、観光庁が推進している「泊食分離」を採用しております。このため、当宿では夕食と朝食の提供をしておりません。当宿から 7～10 分の徒歩圏内に飲食店が数カ所ありますので、そちらをご利用ください。
2. 夕食または朝食の際、外食せずにスーパーやコンビニの惣菜、弁当、飲料等を居室内に持ち込み食事していただいても構いません。その場合、ごみを捨てる場所が決まっておりますので、必ず所定のごみ箱に捨ててください。
3. 台所の備品は原則使っていただいて構いません。必要な場合、家主にお尋ねください。

第 11 条（利用ルール等の遵守）

当宿内では、当宿が定め、チェックイン時にお渡しする利用ルール（「宿泊される方へ」等）に従っていただきます。当ルールが遵守されない場合、宿泊契約を解約することがあります。

第 12 条（目的外利用の禁止）

当宿は宿泊を目的とするものであり、目的外利用はご遠慮ください。目的外利用により宿泊者に何らかの損害が発生しても、当宿は一切の責任を負いません。

第 13 条（家人について）

当宿は家主同居型住宅宿泊事業（民泊）であるため、家主と家人が建物に同居しています。このため、台所、トイレ、浴室等の共有エリアは、家主と家人も利用

します。その際、生活音等が発生することがあります。予めご了承ください。

第 14 条（当宿の不履行責任）

当宿は、宿泊契約の履行に当たり、不履行により宿泊客に損害を与えたときは宿泊料を返還いたします。ただし、当宿の責めに帰すべきものでないときは、この限りではありません。

第 15 条（客室提供できない場合の扱い）

事情により客室を提供できなくなった場合、当宿は可能な限り他の宿泊施設をあっ旋するものとしします。その際、当宿の責めに帰すべき事由がある場合に限り、当宿は宿泊料相当額の 2 倍の補償料を宿泊客にお支払いするものとしします。

第 16 条（貴重品等の保管）

1. 宿泊客の物品または現金並びに貴重品については、客室備え付けの貴重品保管庫（金庫）にご自身で保管してください。保管庫の鍵はチェックイン時にお渡しします。鍵は宿泊者の責任において管理してください。
2. 貴重品について、当宿は滅失、毀損等の損害が生じても補償はいたしません。
3. 美術品、骨董品、顧客情報データ（書類）など身の回り品以外の持ち込みはご遠慮ください。滅失、毀損等の損害が生じても、当宿は一切責任を負いません。

第 17 条（忘れ物の保管等）

1. チェックアウトしたのち、宿泊客の荷物、携帯品が置き忘れられていた場合、当宿は気づき次第、当宿から宿泊者へメール等で連絡いたします。郵送等が必要な場合、送料等はお客様負担となります。
2. 置き忘れられていた物のうち、飲食物、雑誌、消耗品等は連絡せずに即日処分します。

第 18 条（浴室および寝具）

当宿の浴室はシャワー室となります。また、当宿には備え付けのベッドはありません。所定時間またはご希望時間帯に家主が布団等の寝具を準備いたします。

第 19 条（駐輪場、駐車場）

1. 当宿には駐輪場はありますが、駐車場はありません。自動車でお越しになる場合は、当宿にて近隣の外部駐車場を 1 台分確保しますので予約の際に申し出てください（有料 1,000 円）。また、駅からレンタサイクルでお越しの場合は当宿の駐輪場を無料でご利用できますが、自転車の管理（施錠）については、宿泊者の責任において行なってください。
2. 当宿は、宿泊者が利用される外部駐車場における車両、その付属装着物または積載物の盗難、紛失または毀損については一切の責任を負いません。

第 20 条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意または過失により当宿が損害を被ったときは、当該宿泊客は当宿に対し、その損害を賠償するものとします。

第 21 条（準拠法・裁判管轄）

当宿と宿泊客の宿泊契約に関しては日本法を準拠法とし、当宿と宿泊者の間で紛争が生じた場合には、大津地方裁判所または大津簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

2025 年 9 月 16 日制定

2026 年 1 月 15 日改定

湖畔の宿 今富佐